

第 5 章 災害復旧・復興計画

第 1 節 災害復旧事業の促進

1. 公共土木施設災害復旧事業計画

災害復旧事業の実施に当たっては、緊急事業の決定等を行い、迅速かつ適切な災害復旧及び災害復旧と併せて施工することを必要とする施設の新設又は改良、復旧資材等の円滑な供給等を行い、民生の安定、災害の再発の防止を図るものとする。

特に、地震に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。

(1) 河川災害復旧

市内各河川の特性を十分検討して災害の原因を追求し、災害再発の根絶及び災害の予防に重点をおき、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法との調和を図り、一連の計画のもとに復旧工事を進めるものとする。

(2) 道路災害復旧

道路は、産業、経済の動脈であり、災害復旧の遅れは交通の混乱をきたすおそれがあるので、直ちに応急復旧工事を着手する。

この場合、近年の自動車交通量の増加及び交通荷重の増加を考慮し、自然災害の防除と併せて交通保全の見地からみた工法の採用によって、積極的に早期復旧を進めるものとする。

(3) 橋梁災害復旧

橋梁は、道路災害復旧工事と一体的なものであり、直ちに仮設工事又は応急復旧工事に着手する。

なお、洪水量の流下能力の増大を図るとともに、交通保全のためできる限り永久橋で復旧を促進するものとする。

2. 農林水産業施設災害復旧事業計画

(1) 農地、農業用施設災害復旧計画

本市における農業災害は、河川、ため池の氾濫、越流及び堤防決壊に起因した表土の流出又は土砂の堆積等であり、更に農業用施設の災害は、用排水路の堤防決壊、農道損壊、ため池の越流であり、河川流域に展開する農地の災害が主である。

災害復旧は、現在まで原形復旧主義に徹しており、再度、災害を受けるような事例が多く、折角の投資が無になったことが全国の統計からみても明らかである。

したがって、今後の災害復旧に当たっては、被害の原因を深く追求し、これらを改良する関連事業を復旧事業の原則として推進する。

(2) 農林水産業施設災害復旧計画

①農業協同組合が所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業者の供する施設で、政令で定められたものが 1 箇所の工事の費用が 40 万円以上の災害を受けた場合は、国庫補助を得て災害復旧の促進を図る。

②農林漁業復興資金対策

- ア．天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、農業経営の維持安定を図るよう推進する。
- イ．「日本政策金融公庫資金」の積極的な活用を図るものとし、自然災害等による一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金として「農林漁業セーフティネット資金」により、農業経営の維持安定を図る。
- ウ．農地等の災害復旧資金として「農業基盤整備資金」、「農業近代化資金の果樹等植栽育成資金」等の活用及び被災施設復旧資金として「農林漁業施設資金（災害復旧）」等の積極的導入を図る。

3．都市災害復旧事業計画

都市施設の災害復旧事業又は都市計画区域内における街路、公園等の災害若しくは市街地の土砂堆積等は、市民生活と密接な関係があるので早期復旧を図る。

なお、復旧に当たっては、都市環境の整備と美観を考慮し、都市の防災構造化を図るものとする。

4．住宅災害復旧事業計画

（１）災害公営住宅の建設

災害の被害が、次の基準に該当する場合は、速やかに、国土交通省から災害公営住宅整備事業の承認を受けて、公営住宅を建設する。

①「公営住宅法第8条第1項第1号」

地震、暴風雨、高潮その他異常な天候現象により住宅が滅失した戸数が、被災全域で500戸以上又は1市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の1割以上であるとき。

②「公営住宅法第8条第1項第2号」

火災により住宅が滅失した場合で、その滅失した戸数が被災地全域で200戸以上又は1市町村の区域内の住宅戸数の1割以上であるとき。

（２）住宅金融支援機構災害復興住宅融資

災害が発生したときは、被災地の被災状況の略図を作成し、被災状況と併せ、住宅金融支援機構九州支店に速やかに報告する。

（３）災害復興住宅建設及び補修資金の貸付適用の際の措置

①住宅金融支援機構又は県より貸付適用の通知を受けた場合は、県と直ちに打ち合わせ、貸付けに関する説明会を開催する。

②災害の程度により必要があると認めたとき又は被災者からの融資希望があるときは、直ちに災害認定を行い、貸付けの手続について説明する。

（４）住宅金融支援機構貸付制度

①災害復興住宅建設及び補修資金貸付

②災害特別貸付

第2節 被災者の生活確保に関する計画

1. 罹災証明書の発行

被災者への各種支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明書を発行する。

(1) 罹災台帳の作成

被害調査結果に基づき、罹災台帳を整備する。

(2) 罹災証明書の発行

被災者の申請により、罹災台帳を確認のうえ発行する。罹災台帳で確認できないときは、被災者の被害状況申告により罹災届証明書を発行し、被害の調査確認をした際に罹災証明書に切り替え発行するものとする。なお、罹災証明書については、手数料を徴収しない。

(3) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する被害の範囲で、次の事項について証明する。

住家の被害…全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）床上浸水、床下浸水

2. 生活資金の確保に関する計画

(1) 被災者生活再建支援制度

①対象となる自然災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象により生じる災害であって、次のいずれかに該当するもの

ア. 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害

イ. 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害

ウ. 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害

エ. 県内でア. 又はイ. に規定する被害が発生しており、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

オ. ア. 又はイ. に規定する市町村若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した県に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

カ. ア. 又はイ. に規定する市町村を含む都道府県若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県が2以上ある場合で、

- ・ 5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

- ・ 2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

②支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯

ア．住宅が全壊した世帯

イ．住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ．災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

エ．住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯
(大規模半壊世帯)

オ．住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯
(中規模半壊世帯)

③支給金額

支給額は、以下の２つの支援金の合計金額となる（中規模半壊世帯を除く）。

ア．住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

イ．住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

(単位：万円)

区 分		基礎支援金	加算支援金	計 ア＋イ
		住宅の被害程度	住宅の再建方法	
		ア	イ	
複数世帯 世帯の 構成員が 複数	全壊世帯	100	建設・購入 200	300
	解体世帯		補修 100	200
	長期避難世帯		賃借 50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入 200	250
			補修 100	150
			賃借 50	100
	中規模半壊世帯	—	建設・購入 100	100
			補修 50	50
			賃借 25	25
単数世帯 世帯の 構成員が 単数	全壊世帯	75	建設・購入 150	225
	解体世帯		補修 75	150
	長期避難世帯		賃借 37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入 150	187.5
			補修 74	112.5
			賃借 37.5	75
	中規模半壊世帯	—	建設・購入 75	75
			補修 37.5	37.5
			賃借 18.75	18.75

※解体世帯とは、半解体世帯、敷地被害解体世帯という

※住宅が「半壊」、「中規模半壊」又は「大規模半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に

被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険な場合や修理に係る費用が高額であり、住宅を解体する場合は「解体世帯」として、「全壊世帯」と同等の支援が受けられる
※住宅が「半壊」として罹災判定を受けた住宅は、全て解体しなければ（一部解体は）対象とならない

④支給手続

支給申請は市に行い、提出を受けた市は申請書等の確認を行い、とりまとめのうえ、県に提出する。県は、当該書類を委託先である財団法人都道府県センターに提出する。

（２）生業資金（災害救助法適用時）

①生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

②生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。

③貸付金額

ア．生業費…………… 1件当たり 30,000円

イ．就職支度金…………… 1件当たり 15,000円

④貸与の条件

ア．貸与期間…………… 2年以内

イ．利子…………… 無利子

ウ．保証人…………… 貸与を受ける者と連帯して債務を負担する者1人以上

⑤生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。

（３）生活福祉資金

被災者に対する生活資金、生業資金及び被災家屋復旧資金等は、生活福祉資金の貸付制度により貸付けを行う。

①貸付対象

金融機関その他から借り入れできない低所得世帯

②借入申込先

社会福祉協議会

（４）母子福祉資金

①貸付対象

配偶者のいない女子（配偶者と死別した女子で現に婚姻していない者、離婚した女子で現に婚姻していない者、配偶者の死別が明らかでない女子、配偶者から遺棄されている女子、配偶者が海外にいるためその扶養を受けることができない女子、配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたり労働能力を失っている女子、配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない女子、婚姻によらないで母となった女子であって現に婚姻していない者）で、現に児童を扶養している者

②借入申込先

子育て支援課

(5) 寡婦福祉資金

①貸付対象

児童が20歳を超えることにより、母子福祉資金の対象とならなくなった寡婦

②借入申込先

子育て支援課

(6) 生活保護

災害により生活が困窮し、最低限度の生活が維持できない者に対しては、生活保護法を適用し、必要な保護を行い、最低限度の生活を補償するとともに、その自立を助長するよう努める。

(7) 小郡市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け

小郡市の区域内に住所を有し、自然現象による災害により被害を受けた者について弔慰金の支給又は援護資金貸付の救済を行う。

(8) 小郡市小規模災害緊急見舞金の支給

災害により住家が全焼若しくは滅失し、生計を営むために必要な家財等の全てを喪失し、かつ、災害救助法第2条に規定する救助の適用を受けることができない者に対して、1世帯につき10万円を支給する。

(9) 福岡県災害見舞金等の支給

福岡県災害見舞金等交付要綱による。(福岡県災害見舞金等交付要綱は、資料29参照のこと。)

3. 租税の徴収猶予、減免に関する計画

(1) 国税の減免等の措置

①国税の期間の延長

国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長

ア. 延長期限の指定……国税通則法第11条、同施行令第3条

イ. 地域の指定……………国税通則法第11条、同施行令第3条

②所得税の減免

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条

③給与所得者の源泉所得税の徴収猶予

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第3条

(2) 県税の減免等の措置

①県税の期限の延長(地方税法第20条の5の2、県税条例)

申告、申請、納付、納入等の期限延長2箇月以内

②県税の徴収猶予(地方税法第15条)

1年(やむを得ない場合2年)以内

③県税の減免

ア. 個人の県民税(地方税法第45条、県税条例)

イ．個人の事業税（地方税法第 72 条の 62）

（３）市税の減免の措置

①市税の期限の延長（地方税法第 20 条の 5 の 2）

申告、申請、納付、納入等の期限の延長

②市税の執行猶予（地方税法第 15 条）

市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により市税を納入できないと認めるときは、徴収期限を猶予する。

③市税の減免

次の各号の 1 に該当する者のうち、市長が必要と認める者に対し減免する。

種 別	減免の対象
市 民 税	・生活保護を受ける者 ・当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者、又はこれに準ずると認められる者 ・学生及び生徒 ・公益社団法人及び公益財団法人 ・その他減免の必要があると認められる者
固 定 資 産 税	・公私の扶助を受けた者の所有する固定資産 ・公益のために占用する固定資産（有料で使用するものは除く。） ・災害又は天候不順により著しく価値を減じた固定資産 ・その他減免の必要があると認められるもの
国民健康保険税	・災害その他特別の事由がある者 ・当該年の所得が著しく減少した者又はこれに準ずると認められる者 ・その他減免の必要があると認められる者

④減免基準

上記の税の減免基準は、小郡市税条例及び小郡市国民健康保険税条例で定められるとおりである。

4．生活必需物資、復旧用資機材の確保に関する計画

（１）生活必需物資の確保

被災地の販売機構等の混乱に加えて、需要供給の不均衡による物価高騰の防止を図るため、状況に応じて必需物資の確保と需要供給の調整に努め、民生の安定を図るものとする。

（２）復旧用資機材の確保

被災地の需要を満たし、物価、民生の安定を図るため、関係機関と協力して復旧用資機材の確保に努めるものとする。

第3節 義援金品の受付及び配分方法

1. 義援金品の募集

市は、災害の状況に応じて義援金品の募集を行うものとする。なお、義援金品の募集に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 義援金品の募集の広告については、新聞社、放送局等報道機関に協力を求めるとともに、広報媒体等を通じて呼びかけを行う。
- (2) 義援金の募集に当たっては、関係機関の協力を得たうえで振込先等を決定し、受入窓口（市庁舎及び出先機関）と併せて公表する。
- (3) 義援品については、被災住民の要望等を的確に把握し、食糧、生活物資の供給計画との整合を図り、時期を逸することなく募集を行うものとし、適切な品目及び数量を確保することができる企業からの援助を積極的に受け入れる。
- (4) 個人からの援助については、義援金による協力を主とし、梱包物資の内容やサイズ等が一見してわからない物品並びに古着及び保存性のない物品等は受け付けられない旨の報道を依頼する。

2. 義援金品の受付

市は、義援金品の受付に際して、状況に応じて関係機関、他市町村との連絡調整を行い、義援金品の円滑な受け入れに努めなければならない。

3. 義援金品の配分及び輸送

寄託された義援金品は、原則として罹災者に配分する。義援金品の配分は、市及び関係機関に寄託された義援金品について、次の基準に基づいて、小郡市義援金品配分委員会（以下「配分委員会」という。）により決定する。ただし、配分委員会が特に必要と認めた場合は、この基準によらないことができる。

(1) 配分対象

①義援金

- ・ 死者（行方不明で死者と認められる場合を含む。）及び重症者
- ・ 全壊全焼流出世帯及び半壊半焼世帯のもの

②義援品

- ・ 全壊全焼流出世帯、半壊半焼世帯及び床上浸水の被害が発生した世帯のもの

(2) 配分比率

①義援金（半壊半焼世帯を1とする。）

死者（行方不明で死亡と認められるものを含む）	10
重傷者（3箇月以上の治療を要する見込みのもの）	5
重傷者（1箇月以上3箇月未満の治療を要する見込みのもの）	3
全壊全焼流出世帯	2
半壊半焼世帯	1

②義援品（床上浸水世帯を1とする。）

全壊全焼流出世帯	3
半壊半焼世帯	2
床上浸水世帯	1

（3）配分の方法

物資等の輸送及び保管に関しては、あらかじめ義援品の収集、配達等の標準化を行い、民間企業やボランティア団体等と協定を締結するなど、受付から配分まで一貫して管理できる体制を構築する。

（4）小郡市義援金品配分委員会の構成

配分委員会は、義援金品の配分に関して適当と認める者をもって構成する。

4．義援品保管場所

義援品の保管場所については、義援品の態様に応じて適切な保管ができる場所をあらかじめ確保しておくこととする。

第4節 公立文教施設災害復旧計画

1. 公立学校施設災害復旧計画

(1) 施設災害復旧計画

①計画の方針

公立学校の施設が被災したときは、県及び関係機関と協調して速やかに災害復旧を行う。復旧に当たっては、今後の災害を未然に防ぐよう原因を検討し、不燃堅牢構造化、防災施設の設置を図る等の改良復旧を行うものとする。

②計画の内容

ア. 学校施設が災害を受けたときは、学校長は具体的な被害の状況を的確かつ迅速に教育委員会に報告するものとする。

イ. 教育委員会は職員を派遣し、その実情を調査し、被害の程度を確認するとともに必要に応じて応急措置をとり、県教育委員会に災害速報を提出するものとする。

ウ. 教育委員会は、都市建設班の応援を受け、被害程度に応じて災害復旧事業の計画を国、県に報告し、災害査定を受けた後、災害復旧事業に着手するものとする。

エ. 建物の災害復旧に当たっては、木造及び鉄骨のものについても鉄筋コンクリート建として計画するものとする。

(2) 建物以外の工作物、土地、設備の災害復旧計画

①計画の方針

建物以外の工作物、土地、設備の災害については、関係機関と連絡し、災害の種類、程度に応じ応急措置及び災害復旧工事を実施し、日常の教育活動に支障のないように努めるものとする。

②計画の内容

ア. 建物以外の工作物、土地、施設が被災したときは、学校長はその被災状況を的確かつ迅速に教育委員会に報告するものとする。

イ. 教育委員会は、報告に基づき現地調査を行い、その結果について県教育委員会に報告するとともに技術担当課の応援を得て測量設計を行い、国、県の査定結果に基づき災害復旧を行うものとする。

ウ. 災害復旧に当たっては、改良復旧を本旨として実施するものとする。

2. 社会教育施設災害復旧計画

(1) 公民館、教育集会所、隣保館(市民館)、図書館、文化会館、生涯学習センター復旧計画

①計画の方針

社会教育施設が被災したときは、地域社会教育の中心であることを鑑み、県教育委員会又は県人権・同和教育課と連携を密にして、災害復旧を実施するものとする。

②計画の内容

ア. 社会教育施設が災害を受けたときは、施設長は具体的な被災状況を教育委員会又は担当所管課に速やかに報告する。

イ．教育委員会又は担当所管課は、報告に基づき現地調査を行い、県教育委員会又は県人権・同和教育課に連絡するとともに、技術担当課の応援を得て測量設計を行い、国、県の査定を受けた後、災害復旧を実施するものとする。

(2) 体育施設災害復旧計画

①計画の方針

体育施設の災害復旧に当たっては、調査設計のうえ、県教育委員会に連絡し、被災箇所の復旧とともに改良復旧に留意するものとする。

②計画の内容

ア．教育委員会は、学校長又は管理人の被害報告に基づき現地調査を行い、測量設計を行い、国、県の査定を受けて災害復旧工事を実施するものとする。

イ．災害復旧に当たっては、必要な応急措置を実施して、住民の使用に供されるよう努めるとともに、改良復旧に留意するものとする。

3. 社会福祉施設災害復旧計画

社会福祉施設は、その性質上緊急復旧を要するので、早急に補助事業の推進を図るものとする。

なお、この場合、再度災害のおそれのない適地の選定及び構造その他防災施設等に特に留意するものとする。

第5節 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定している。

著しく激甚な災害が発生すると、被災地は壊滅的な打撃を受け、応急措置や災害復旧に要する経費が著しく過重になるばかりでなく、被災者も復興の意欲を失うほど疲弊してしまうことが予想される。

したがって、そうした大規模な災害が発生した場合は、応急措置及び災害復旧を迅速かつ適切に行うため、早期に激甚法に基づく財政援助及び助成措置を受けることが必要となる。

1. 激甚災害の指定手順

激甚法第2条では、「国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には」、内閣総理大臣が中央防災会議に諮ったうえで、政令により、その災害を「激甚災害」として指定することとなっている。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するかの具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）によることとなっている。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況を取りまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成される。これを中央防災会議に諮ったうえで、閣議を経て、政令が公布、施行されることとなる。

2. 激甚災害に関する調査報告

（1）市

市は、当該市町村の区域内に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1項の規定により、速やかに、その被害状況等を県に報告する。

（2）県

県は、市からの被害状況等を検討のうえ、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、被害額、復旧事業に要する負担額その他激甚法に定める事項について、速やかに調査する。

第6節 生活相談

災害時における住民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

1. 被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ、広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。
2. 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では、市の対策のみではなく、総合的に情報提供を行ったり、必要に応じて的確な窓口への誘導を図る。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努めるものとする。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

1. 生活相談

災害時における住民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ、広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。
- (2) 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では、市の対策のみではなく、総合的に情報提供を行ったり、必要に応じた的確な窓口への誘導を図る。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努めるものとする。

2. 女性のための相談

避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受ける。

3. 雇用機会の確保

市は、被災事業所の雇用維持及び被災者の職業斡旋について、福岡労働局及び県に対する要請措置等必要な計画を策定しておくものとする。

第8節 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

市は、災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずるものとする。

なお、広報・啓発の方法には、次のものが考えられる。

1. インターネットによる情報提供
2. 風評被害対策用リーフレットの作成
3. 車内吊り広告
4. テレビ・ラジオ番組やテレビスポットの放映
5. 広報誌への掲載、講演会の開催等

第9節 復興計画

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、市、県及び関係機関は、緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止と、より快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

1. 復興計画作成の体制づくり

復旧後の早い段階で、総合的かつ長期的な視野に立ち、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を図るため、復興計画を作成する。

2. 復興に対する合意形成

復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努めるものとする。

3. 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や住民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮のうえ、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進めるものとする。

4. 復旧・復興事業からの暴力団の排除

市は、警察署との連携により、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入、介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、関係団体等と連携を図りながら、復旧・復興事業からの暴力団の排除に努めるものとする。